

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会後援名義等の
使用承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）の後援、共催等の名義（以下「後援名義等」という。）の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を支援するもの。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担するもの。

(承認の基準)

第3条 後援名義等の使用承認に係る事業が次の各号の基準をすべて満たしているとき認められるときは、当該事業の後援名義等の使用を承認することができる。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの。
 - イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体
 - ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
 - エ 会長が特に認める団体
 - (2) 事業内容が市実行委員会の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
 - (3) 公共の福祉に反していないものであること。
 - (4) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。
 - (5) 公共性及び公益性があること。
 - (6) 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると認められるものであること。
 - (7) 事業の開催場所が市内であること。ただし、特別な事情があるものは除く。
 - (8) その他法令、規則等に違反するものでないこと。
- 2 共催の承認は、前項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業内容について、市実行委員会が主催者の一員として事業の企画又は実施に参画することが特に必要な事業に対して行う。

(申請の手続き等)

第4条 市実行委員会に対する後援名義等の使用承認の申請は、後援(共催)名義使用承認申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書を受理した場合は、当該事業に係る後援名義等の使用の承認の可否について審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、様式第2号又は、様式第3号によるものとし、必要に応じ所要の補正を加えるものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(承認の条件)

第5条 後援名義等の使用を承認する場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとすること。

(2) 承認後において事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

(3) 事業終了後は、速やかに結果の概要を様式第4号により報告すること。

(4) その他必要と認められる事項

附 則

この要領は、令和6年6月10日から適用する。